

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXX

中間申告用

整理番号 XXXXXXX

株式会社 NNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN

殿

NNNN 税務署長

令和XX年XX月XX日

課税期間分の中間申告について

令和XX年XX月XX日

来るXX月XX日は、貴法人の消費税及び地方消費税の中間申告書の提出期限であり、納期限です。
中間申告書については、原則として前課税期間の消費税額に応じて下欄のとおり計算した消費税額及び地方消費税額の合計中間納付税額を申告して、同時に納付することとなっていますから、期限内に申告と納税をしてください。納付が遅れますと、本税のほかに納付の日までの延滞税を納付していただくこととなります。
また、中間申告は、この申告によらないで中間申告対象期間の仮決算に基づき申告納税することもできます。その場合には確定申告書の様式によって作成した申告書を申告期限までに提出してください(申告期限を過ぎて提出することはできません)。
なお、仮決算に基づく中間申告は、税額がマイナスとなった場合であっても還付を受けることはできません(この場合、中間申告税額は「0」となりません。)

前課税期間	自令和XX年XX月XX日	至令和XX年XX月XX日
修正・更正・決定の年月日	令和XX年XX月XX日	
前課税期間の消費税額	X, XXX, XXX, XXX, XXX, XXX円	
中間申告対象期間	自令和XX年XX月XX日	至令和XX年XX月XX日
月数換算	前課税期間の消費税額	$\times \frac{X}{X}$
納付すべき消費税額	X, XXX, XXX, XXX, XXX, XXX円	
納付すべき地方消費税	X, XXX, XXX, XXX, XXX, XXX円	
消費税及び地方消費税の合計納付税額	X, XXX, XXX, XXX, XXX, XXX円	

○ 納付に関する事項
・ ダイレクト納付利用可能金融機関 : NNNNNNNNN銀行NNNNNNNN支店
NN預金 XXXXXXX

<消費税の軽減税率制度に関するお知らせ>
令和元年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となりました(注)。
軽減税率制度についての詳しい情報は、[こちら](#)をご覧ください。
注 軽減税率は、消費税率が6.24%、地方消費税が1.76%(消費税率の22/78)、標準税率は、消費税率が7.8%、地方消費税率が2.2%(消費税率の22/78)となりました。

(参考)
直前の課税期間の確定消費税額(注1)が48万円を超えている場合、次により中間申告及び納付を行っていただく必要があります(注2)。

直前の確定消費税額(注2)	中間申告・納付の回数	申告・納付期限	中間納付税額
48万円超 400万円以下	年1回	原則として各中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内(年11回の中間申告の場合は(注3)参照)	直前の確定消費税額の12分の6とその78分の22(注4)の地方消費税
400万円超 4,800万円以下	年3回		直前の確定消費税額の12分の3とその78分の22(注4)の地方消費税
4,800万円超	年11回		直前の確定消費税額の12分の1とその78分の22(注4)の地方消費税

- (注1) 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税額の確定額(年税額)をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。
- (注2) 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の場合であっても、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。
- (注3) 課税期間開始後の一月分の申告・納期限は、その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内(例えば3月末決算法人の場合の4月分は7月末日)となります。
- (注4) 令和元年(2019年)9月30日までに開始した課税期間に係る中間申告の地方消費税は、63分の17を乗じて計算します。

<電子帳簿等保存制度について>
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます(一定のルールに従う必要があります)。
さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります(あらかじめ届出書を提出している必要があります)。
※ より詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」をご確認ください。

- ◎ この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ◎ 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、[国税庁ホームページ\(https://www.nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)をご覧ください。
また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)
- ◎ e-Taxについてご不明の点がありましたら、[ヘルプデスク\(TEL 0570-015901\)](tel:0570015901)までお問い合わせください。

◎ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければ協力ください。[アンケートのページへ](#)